

株式分割に関する基準日設定公告

平成 28 年 8 月 10 日

株主各位

東京都港区南青山二丁目 2 番 15 号

G F A 株式会社

代表取締役 松浦 一博

当社は平成 28 年 8 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 9 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議致しました。

つきましては、この株式分割による株式の割り当てを受ける権利の基準日を平成 28 年 8 月 31 日と定めましたので公告致します。

以上